

全面通行止めになります。

問 役場 建設課 (72-1145)

建設課では、町道千滝染野線染野トンネル周辺を、通行しやすくするため道路を拡げる工事を行います。この工事に伴い、次のような通行規制が実施されます。大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。



規制期間
3月1日～11月30日

規制内容
終日全面通行止め

※期間中は誘導員や看板に従って、迂回してください。

4月1日から 「限度額適用認定証」を提示すれば、 窓口での支払いが一定の金額にとどめられます。

高額な外来診療を受ける皆さまへ

これまでの高額療養費制度の仕組みでは、高額な外来医療を受けたとき、ひと月の窓口負担が自己負担限度額以上になった場合でも、いったんその額をお支払いいただいていたのですが、4月1日からは、「限度額適用認定証」を提示すれば、限度額を超える分を窓口で支払う必要はなくなります。

受診者	事前の手続き	病院・薬局などで
70歳未満の方 70歳以上の非課税世帯等の方	ご加入の健康保険窓口で「限度額適用認定証」の交付を申請してください。	「限度額適用認定証」を窓口で提示してください。
70歳以上75歳未満で、非課税世帯ではない方	必要ありません	「高齢受給者証」を窓口で提示してください。 ※山都町国保に加入の方は被保険者証を窓口で提示してください。
75歳以上で、非課税世帯等ではない方	必要ありません	「後期高齢者医療被保険者証」を窓口で提示してください。

限度額適用認定証を提示しないと従来どおりの手続きとなりますのでご注意ください。

限度額適用認定証は、加入する医療保険者に事前に申請し、交付を受ける必要があります。申請方法、自己負担限度額など詳しくはご相談ください。

山都町国民健康保険に加入されている方が申請をされる場合は、下記の窓口で被保険者証および印鑑を持参のうえ申請してください。

問い合わせ先
役場 健康福祉課 国保年金係 (72-1173)
清和総合支所 健康福祉課 (82-2111)
蘇陽総合支所 健康福祉課 (83-1111)

国民年金からのお知らせ

「カラ期間」を「存じ」ですか
20歳から60歳まで、国民年金、厚生年金などの公的年金制度に入っている方が、65歳から月額65,741円の老齢基礎年金が支給されます。この老齢基礎年金を受けるためには、公的年金制度の保険料を納めた期間が、25年以上あることが必要ですが、この25年とは、いわゆる「カラ期間」(公算対象期間)も含まれることになっています。

カラ期間(合算対象期間)とは
カラ期間とは、25年の資格期間に算入されますが、年金額には反映されず、いわば「笑」のない期間のことです。

ご本人による申出が必要です
これらのカラ期間は、ご本人の申出によりその有無が調査されます。老齢基礎年金の受給資格期間を満たせない方で、カラ期間となる可能性がある方は、カラ期間と認められる方は、熊本東年金事務所または役場健康福祉課に、相談してください。

山都町観光案内所
**ギャラリー喫茶
ルポン** 72-1054

3月ギャラリーのご案内
3月1日(木)～29日(木)
「森・山口二人展
鎌倉の春と伊予の屋根付橋」
鎌倉の春を大判写真で印象深く、屋根付橋は昔の人のロマンを感じさせてくれます。ぜひ、ご覧ください。

障がい者福祉制度

障がいのある方が安心して自立した生活を送れるように、国や熊本県、山都町では、各種福祉サービスを提供しています。ここでは、各種助成や手当をご紹介します。条件などについては、相談員が問い合わせ先にお気軽にお尋ねください。

●特別児童扶養手当
20歳未満で、身体または知的・精神に中度以上の障がいのある児童を養育している父もしくは母、または父母に代わってその児童を養育している人に対し手当が支給されます。
【手当月額】1級：1人につき50,550円
2級：1人につき33,670円

●特別障害者手当
身体または知的・精神に著しく重度の障がいがあり、日常生活に常に特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の重度障がい者に対し手当が支給されます。
【手当月額】26,340円

●障害児福祉手当
身体または知的・精神に重度の障がいがあり、日常生活に常に介護を必要とする在宅の20歳未満の重度障がい者に対し手当が支給されます。
【手当月額】14,330円

●重度心身障害者医療費助成
重度心身障がい者の経済的な負担を軽減するため、医療費の一部負担金から自己負担額を差し引いた額を支給します。
【自己負担額】・入院 2,040円/月
・通院 1,020円/月

●補装具の購入(修理)費の支給
盲人安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、義肢、車いす、電動車いす、歩行補助つえなど、身体障害者手帳を所持する方を対象に給付(修理)します。

●障がい者相談員支援
障がいのある人や、その家族からのさまざまな相談に応じて、問題解決への助言や相談を行っています。お気軽にご相談ください。
【身体障がいに関する相談先】
高松東二郎さん(北中島) (75-0250)
工藤 一利さん(井無田) (82-2188)
中村 真弓さん(菅尾) (83-0541)
【知的障がいに関する相談先】
梶原 俊治さん(鶴ヶ田) (82-2100)

問い合わせ先
役場 健康福祉課 福祉係 (72-1229)
清和総合支所 健康福祉課 (82-2111)
蘇陽総合支所 健康福祉課 (83-1111)